

成人病センターの名称の変更について

1 名称変更の必要性

(1) 分かりやすい名称

一般に使われなくなった「成人病」を含む名称を見直し、県民にとって分かり易く、親しみやすい名称に変更する。

(2) 機能を表す名称

生活習慣病のみならず、多様な疾病に対し総合的な診療を行っている病院であることを表す名称に変更する。

2 名称(案)

(1) 名称(案) 「滋賀県立総合病院」

(2) 理由

①当センターの医療の現状と役割、目指す姿、②全国や県内における病院名の状況等を踏まえた検討

3 今後の予定

- ・ H29 年 9 月 県議会 9 月定例会議に条例案上程
- ・ H30 年 1 月 施行

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立成人病センターは、従来より行ってきた生活習慣病に対する高度専門医療に加えて、現在は様々な疾病への医療サービスを提供していることから、その機能に即した名称に変更するため、滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和 51 年滋賀県条例第 18 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県立成人病センターの名称を滋賀県立総合病院に改めるとともに、その業務内容を整理することとします。（別表関係）

(2) その他

ア この条例は、平成 30 年 1 月 1 日から施行することとします。

イ 関係条例について、必要な改正を行うこととします。

滋賀県病院事業の設置等に関する条例新旧対照表

旧				新			
本則および付則 省略 別表第1（第3条関係）				本則および付則 省略 別表第1（第3条関係）			
名称	位置	業務内容	病床数	名称	位置	業務内容	病床数
滋賀県立成人病 センター	守山市守山 五丁目	(1) 成人病の予防に關 すること。 (2) 成人病の専門的医 療に關すること。 (3) 成人病の専門的健 康相談および保健指導 に關すること。 (4) 成人病の調査研究 に關すること。 (5) 成人病の教育研修 に關すること。 (6) 専門的リハビリテ ーション医療に關する こと。	535床	滋賀県立総合病 院	守山市守山 五丁目	(1) 疾病の 予防に關 すること。 (2) 疾病の 専門的医 療に關すること。 (3) 疾病の 専門的健 康相談および保健指導 に關すること。 (4) 疾病の 調査研究 に關すること。 (5) 疾病の 教育研修 に關すること。 (6) 専門的リハビリテ ーション医療に關する こと。	535床
滋賀県立小児保 健医療センター	守山市守山 五丁目	(1) 小児の保健に關す ること。 (2) 専門的な療育相談、	100床	滋賀県立小児保 健医療センター	守山市守山 五丁目	(1) 小児の保健に關す ること。 (2) 専門的な療育相談、	100床

		発達相談および小児の保健指導に関すること。 (3) 小児の専門的医療および機能訓練に関すること。 (4) 小児保健医療の調査研究に関すること。 (5) 小児保健医療の教育研修に関すること。				発達相談および小児の保健指導に関すること。 (3) 小児の専門的医療および機能訓練に関すること。 (4) 小児保健医療の調査研究に関すること。 (5) 小児保健医療の教育研修に関すること。	
滋賀県立精神医療センター	草津市笠山八丁目	(1) 精神的健康の保持および増進に関すること。 (2) 精神障害者等の専門的な医療に関すること (3) 精神障害者等の社会復帰を促進するための生活の訓練および指導に関すること。 (4) 精神障害者等の医療の調査研究に関すること。	123床	滋賀県立精神医療センター	草津市笠山八丁目	(1) 精神的健康の保持および増進に関すること。 (2) 精神障害者等の専門的な医療に関すること (3) 精神障害者等の社会復帰を促進するための生活の訓練および指導に関すること。 (4) 精神障害者等の医療の調査研究に関すること。	123床

別表第2（第4条関係）

名称	担任する事務
滋賀県立病院経営協議会	病院事業庁長の諮問に応じて県立病院の経営に関する計画の策定および評価その他経営に関する重要事項について調査審議すること。
滋賀県病院事業庁建設工事等総合評価審査委員会	病院事業庁長の諮問に応じて病院事業庁が発注する建設工事等に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準の策定および同条第5項の規定による落札者の決定に関する事項について審査すること。
滋賀県立成人病センター倫理委員会	病院事業庁長の諮問に応じて滋賀県立成人病センターにおける臨床研究に関する倫理的および科学的な観点から配慮を要する事項その他医療従事者の倫理に関する事項について調査審議すること。
滋賀県立小児保健医療センター倫理委員会	病院事業庁長の諮問に応じて滋賀県立小児保健医療センターにおける臨床研究に関する倫理的および科学的な観点から配慮を要する事項その他

別表第2（第4条関係）

名称	担任する事務
滋賀県立病院経営協議会	病院事業庁長の諮問に応じて県立病院の経営に関する計画の策定および評価その他経営に関する重要事項について調査審議すること。
滋賀県病院事業庁建設工事等総合評価審査委員会	病院事業庁長の諮問に応じて病院事業庁が発注する建設工事等に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準の策定および同条第5項の規定による落札者の決定に関する事項について審査すること。
滋賀県立総合病院倫理委員会	病院事業庁長の諮問に応じて滋賀県立総合病院に おける臨床研究に関する倫理的および科学的な観点から配慮を要する事項その他医療従事者の倫理に関する事項について調査審議すること。
滋賀県立小児保健医療センター倫理委員会	病院事業庁長の諮問に応じて滋賀県立小児保健医療センターにおける臨床研究に関する倫理的および科学的な観点から配慮を要する事項その他

	医療従事者の倫理に関する事項について調査審議すること。
滋賀県立精神医療センター倫理委員会	病院事業庁長の諮問に応じて滋賀県立精神医療センターにおける臨床研究に関する倫理的および科学的な観点から配慮を要する事項その他医療従事者の倫理に関する事項について調査審議すること。

別表第3（第7条関係）

使用料

種別			区分	金額
個室	滋賀県立成人病センター	特別室	1日につき	円 16,500
		一般個室	同	7,700
		緩和ケア個室A	同	8,250
		緩和ケア個室B	同	7,200
	滋賀県立小児保健医療センター	個室	同	3,150
非紹介患者初診加算料		医科	初診料算定1回につき	5,400

	医療従事者の倫理に関する事項について調査審議すること。
滋賀県立精神医療センター倫理委員会	病院事業庁長の諮問に応じて滋賀県立精神医療センターにおける臨床研究に関する倫理的および科学的な観点から配慮を要する事項その他医療従事者の倫理に関する事項について調査審議すること。

別表第3（第7条関係）

使用料

種別			区分	金額
個室	滋賀県立総合病院	特別室	1日につき	円 16,500
		一般個室	同	7,700
		緩和ケア個室A	同	8,250
		緩和ケア個室B	同	7,200
	滋賀県立小児保健医療センター	個室	同	3,150
非紹介患者初診加算料		医科	初診料算定1回につき	5,400

	歯科	同	3,240
再診加算料	医科	再診料算定1回につき	2,700
	歯科	同	1,620
長期入院（健康保険法第63条第2項第4号および高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第4号の選定療養として厚生労働大臣が定める入院期間が180日を超えた日以後の入院およびその療養に伴う世話その他の看護をいう。以下同じ。）		1日につき	長期入院について厚生労働大臣が定める入院期間の計算方法に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じた点数につき1点を10円として算出した額に当該額に100分の8を超えない範囲内において病院事業庁長が別に定める率を乗じて得た額を加えた額
障害児通所支援		同	児童福祉法第21条の5の3第2項

	歯科	同	3,240
再診加算料	医科	再診料算定1回につき	2,700
	歯科	同	1,620
長期入院（健康保険法第63条第2項第4号および高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第4号の選定療養として厚生労働大臣が定める入院期間が180日を超えた日以後の入院およびその療養に伴う世話その他の看護をいう。以下同じ。）		1日につき	長期入院について厚生労働大臣が定める入院期間の計算方法に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じた点数につき1点を10円として算出した額に当該額に100分の8を超えない範囲内において病院事業庁長が別に定める率を乗じて得た額を加えた額
障害児通所支援		同	児童福祉法第21条の5の3第2項

		に規定する厚生 労働大臣が定め る基準により算 定した費用の額
滋賀県立成人病センター駐車場	1台1日1回に つき	1時間につき100 円。ただし、8時 間を超える場合 は、800円

手数料 省略

注

- 1 非紹介患者初診加算料は、滋賀県立成人病センターにおける初診（他の病院または診療所からの文書による紹介がある場合および緊急その他やむを得ない事情がある場合に受ける初診を除く。）の際に徴収する。
- 2 再診加算料は、滋賀県立成人病センターにおける再診（他の病院（病床数が500未満であるものに限る。）または診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合および緊急その他やむを得ない事情がある場合に受ける再診を除く。）の際に徴収する。
- 3 省略
- 4 滋賀県立成人病センター駐車場について、次に掲げる場合は、無料とする。

		に規定する厚生 労働大臣が定め る基準により算 定した費用の額
滋賀県立総合病院駐車場	1台1日1回に つき	1時間につき100 円。ただし、8時 間を超える場合 は、800円

手数料 省略

注

- 1 非紹介患者初診加算料は、滋賀県立総合病院における初診（他の病院または診療所からの文書による紹介がある場合および緊急その他やむを得ない事情がある場合に受ける初診を除く。）の際に徴収する。
- 2 再診加算料は、滋賀県立総合病院における再診（他の病院（病床数が500未満であるものに限る。）または診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合および緊急その他やむを得ない事情がある場合に受ける再診を除く。）の際に徴収する。
- 3 省略
- 4 滋賀県立総合病院駐車場について、次に掲げる場合は、無料とする。

(1)～(4) 省略

5 滋賀県立成人病センター駐車場について、注4(1)に掲げる場合を除き、使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

6 省略

(1)～(4) 省略

5 滋賀県立総合病院駐車場について、注4(1)に掲げる場合を除き、使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

6 省略

滋賀県職員の定年等に関する条例新旧対照表（付則第2項関係）

旧	新
第1条および第2条 省略 第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、保健所、<u>成人病センター</u>その他医療業務を行う機関等において医療業務に従事する医師および歯科医師にあつては、年齢65年とする。 第4条以下 省略	第1条および第2条 省略 第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、保健所、<u>総合病院</u>____その他医療業務を行う機関等において医療業務に従事する医師および歯科医師にあつては、年齢65年とする。 第4条以下 省略

滋賀県立リハビリテーションセンターの設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第3項関係）

旧	新
第1条 省略 第2条 省略 2 センターは、本県のリハビリテーションの向上を図るため、滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）別表第1に掲げる<u>滋賀県立成人病センター</u>が行う専門的リハビリテーション医療に関する業務と一体的な運営を行うものとする。 第3条以下 省略	第1条 省略 第2条 省略 2 センターは、本県のリハビリテーションの向上を図るため、滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）別表第1に掲げる<u>滋賀県立総合病院</u>が行う専門的リハビリテーション医療に関する業務と一体的な運営を行うものとする。 第3条以下 省略